

【技適・認証の対象となる特定無線設備等】

特定無線設備の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略称	対象とする特定無線設備	工事 設計書 の様式	区分 (注1)
1	第1号の9	S	SSB (第2条第1項 第1号の9)	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第25号から第25号の3までに掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
2	第1号の10	D	デジタル	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF1B電波、F1C電波、F1D電波、F1E電波、F1F電波、F1N電波、F1X電波、G1B電波、G1C電波、G1D電波、G1E電波、G1F電波、G1N電波又はG1X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第25号の4から第25号の6まで及び第72号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
3	第1号の11	F	F3E等 (第2条第1項 第1号の11)	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅲ
4	第1号の12	B	特定ラジオマイク	設備規則第49条の16においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.01W以下(1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、0.05W以下)のもの	第1	Ⅲ
5	第1号の12 の2	CU	デジタル 特定ラジオマイク	設備規則第49条の16の2においてその無線設備の条件が定められているデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	第1	Ⅲ
6	第1号の13	OY	海上用DSB	A2D電波又はA3E電波26.1MHzを超え28MHz以下、29.7MHzを超え41MHz以下又は146MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅲ
7	第1号の14	PY	SSB (第2条第1項 第1号の14)	単側波帯の電波を使用する無線局(施行規則第15条に規定する電波の型式を使用することとなる無線局に限る。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の9に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
8	第1号の15	Q Y	F 3 E等 (第2条第1項 1号の15)	F2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波、F3C電波又はF3E電波54MHzを超え70MHz以下、142MHzを超え162.0375MHz以下、335.4MHzを超え470MHz以下、810MHzを超え960MHz以下又は1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの(第1号の11、第16号、第59号及び第60号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
9	第2号	Q	無線標定	A2N電波、NON電波又はPON電波10.525GHz又は24.2GHzを使用する無線標定業務の無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.1W以下のもの	第2	Ⅲ
10	第2号の2	R Y	ラジオ・ブイ	設備規則第49条の4においてその無線設備の条件が定められているラジオ・ブイの局に使用するための無線設備	第2	Ⅲ
11	第3号	O	市民ラジオ	市民ラジオの無線局(法第4条第2号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
12	第3号の2	S Y	気象援助局	気象援助局(ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットのものに限る。)に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
13	第4号の2	T Y	アナログ簡易無線	150MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(142MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの(第4号の5及び第4号の6に掲げるものを除く。)	第4	Ⅲ
14	第4号の4	U Y	無線操縦用簡易無線	27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が1W以下のもの	第4	Ⅲ
15	第4号の5	S V	デジタル簡易無線局 (I)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第4	Ⅲ
16	第4号の6	T V	デジタル簡易無線局 (II)	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(同号子の技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	第4	Ⅲa
17	第4号の6 の2	S R	デジタル簡易無線局 (III)	設備規則第54条第2号の2においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第4	Ⅲ
18	第4号の6 の3	T R	デジタル簡易無線局 (IV)	設備規則第54条第2号の2においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(第54条第2号に規定するキャリアセンスを備え付けているものに限る。)に使用するための無線設備	第4	Ⅲa

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
19	第4号の6 の4	U R	デジタル簡易無線 中継局	設備規則第54条第2号の3においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備	第4	Ⅲ
20	第4号の7	Z T	920MHz 帯陸上移動局	設備規則第49条の34第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第4	Ⅲa
21	第5号	C	50GHz 帯C R	50GHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.03W以下のもの	第1	Ⅲ
22	第6号	A S	構内無線局等(Ⅰ)	設備規則第49条の9第1号から第3号までにおいてその無線設備の条件が定められている構内無線局又は同規則第49条の34第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備(次号から第6号の3までに掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
23	第6号の2	B S	構内無線局等(Ⅱ)	設備規則第49条の9第1号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ニただし書に該当するものを除く。)又は同規則第49条の34第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(同項第5号ただし書に該当するものを除く。)に使用するための無線設備	第1	Ⅲa 又はⅢ
24	第6号の2 の2	Z S	構内無線局等(Ⅳ)	設備規則第49条の9第1号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ニただし書に該当するものうち、同号ニに規定する総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置を備え付けているものに限る。)に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
25	第6号の3	C S	構内無線局等(Ⅲ)	設備規則第49条の9第3号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ハの技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	第1	Ⅲa
26	第7号	L	コードレス電話	コードレス電話の無線局(施行規則第6条第4項第1号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	Ⅰ
27	第8号	Y	特定小電力機器	特定小電力無線局(施行規則第6条第4項第2号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	Ⅰ
28	第9号	V	V S A T	設備規則第54条の3第1項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第5	Ⅱ
29	第9号の2	SW	K a 帯V S A T	設備規則第54条の3第2項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第5	Ⅱ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
30	第9号の3	N R	スターリンクシステム VSAT 地球局 (非静止)	設備規則第54条の3第3項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
31	第9号の4	P R	ワンウェブシステム VSAT 地球局 (非静止)	設備規則第54条の3第4項においてその無線設備の条件が定められている地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
32	第10号	V T	携帯無線通信 陸上移動中継局等	設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第14条の表10の項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	Ⅱ又は Ⅲ
33	第10号の2	V S	携帯無線通信 陸上移動中継局等 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	Ⅱ又は Ⅲ
34	第11号の3	X Y	DS-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅱ
35	第11号の4	Z Y	MC-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅱ
36	第11号の5	A X	DS-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の4第1項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条第1項の表11の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップであって、その空中線電力が160W以下のもの	第1	Ⅲ
37	第11号の6	B X	MC-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の4第1項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が1の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップであって、かつ、その空中線電力が160W以下のもの	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
38	第11号の6 の2	X V	DS-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅲ
39	第11号の6 の3	Z V	MC-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の4第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が1の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
40	第11号の6 の4	E T	DS-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅲ
41	第11号の6 の5	F T	MC-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の4第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
42	第11号の7	MW	T-HCDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅱ
43	第11号の8	N X	T-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの(次号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅱ
44	第11号の8 の2	X U	T-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (マルチキャリア 方式)	設備規則第49条の6の5においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのものうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの	第1	Ⅱ
45	第11号の9	NW	T-HCDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の5第1項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条の表11の項(六)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップであって、その空中線電力が160W以下のもの	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
46	第11号10	P X	T-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の5第1項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップであって、その空中線電力が120W以下のもの	第1	Ⅲ
47	第11号の10 の2	A U	T-HCDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の5第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅲ
48	第11号の10 の3	B U	T-CDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の5第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
49	第11号の10 の4	G T	T-HCDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の5第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップのもの	第1	Ⅲ
50	第11号の10 の5	H T	T-CDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の5第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップのもの	第1	Ⅲ
51	第11号の11	O W	TD-CDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップのもの	第1	Ⅱ
52	第11号の12	P W	TD-SCDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、拡散符号速度が毎秒1.28メガチップのもの	第1	Ⅱ
53	第11号の13	Q W	TD-CDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第14条の表12の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップであって、その空中線電力が120W以下のもの	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
54	第11号の14	RW	TD-SCDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の6においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が每秒1.28メガチップであって、その空中線電力が120W以下のもの	第1	Ⅲ
55	第11号の15	DU	TD-OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の7においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
56	第11号の16	EU	TD-OFDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の7においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
57	第11号の17	FU	TD-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の8においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
58	第11号の18	GU	TD-FDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の8においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
59	第11号の19	HU	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の9第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
60	第11号の19 の2	PS	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (NB-IoT)	設備規則第49条の6の9第1項及び第5項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
61	第11号の19 の3	QS	SC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局 (eMTC)	設備規則第49条の6の9第1項及び第6項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
62	第11号の20	IU	SC-FDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の9第1項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が160W以下のものであって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
63	第11号の20 の2	I T	SC-FDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の9第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	Ⅲ
64	第11号の20 の3	J T	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%以内のもの	第1	Ⅲ
65	第11号の20 の4	R S	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が160W以下のものであって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	Ⅲ
66	第11号の20 の5	S S	SC-FDMA フェムトセル基地局 (ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	Ⅲ
67	第11号の20 の6	T S	SC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局・ ガードバンドモード)	設備規則第49条の6の9第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であって、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の90%を超えるもの	第1	Ⅲ
68	第11号の21	J U	TDSC-FDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の10第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
69	第11号の21 の2	I S	TDSC-FDMA 小電力レピーター	設備規則第49条の6の10第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
70	第11号の22	K U	TDSC-FDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の10においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
71	第11号の23	J S	TDSC-FDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の6の10第1項及び第5項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
72	第11号の24	K S	TDSC-FDMA 携帯無線通信基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の6の10第1項及び第6項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
73	第11号の25	N U	OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が5ミリ秒のもの	第1	Ⅱ
74	第11号の26	O U	TD-OFDMA-U 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が911.44 μ s、963.52 μ s、1015.6 μ s又は1067.68 μ sの自然数倍の値のもの	第1	Ⅱ
75	第11号の27	P U	OFDMA 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が5ミリ秒のもの	第1	Ⅲ
76	第11号の28	Q U	TD-OFDMA-U 携帯無線通信 基地局等	設備規則第49条の6の11においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって、送信バースト長が911.44 μ s、963.52 μ s、1,015.6 μ s又は1,067.68 μ sの自然数倍の値のもの	第1	Ⅲ
77	第11号の29	D R	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信基地局 【 α -カル5Gを含む。】	設備規則第49条の6の12第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
78	第11号の30	E R	3.7/4.5GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局 【 α -カル5Gを含む。】	設備規則第49条の6の12第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
79	第11号の31	F R	28GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信基地局 【 α -カル5Gを含む。】	設備規則第49条の6の12第2項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
80	第11号の32	G R	28GHz帯 SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局 【 α -カル5Gを含む。】	設備規則第49条の6の12第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
81	第11号の33	J R	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信基地局	設備規則第49条の6の13においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
82	第11号の34	K R	SC-FDMA/OFDMA 携帯無線通信 陸上移動局	設備規則第49条の6の13においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
83	第12号	K	アマチュア無線局	アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下(54MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、200W以下)のもの	第4	Ⅲ
84	第13号	A Z	小電力セキュリティ	小電力セキュリティシステムの無線局(施行規則第6条第4項第3号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
85	第14号	B Z	携帯移動衛星 データ通信用地球局 (対地静止)	設備規則第49条の18第1号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が10W以下のもの	第5	Ⅱ
86	第14号の2	A Y	携帯移動衛星 データ通信用地球局 (非静止)	設備規則第49条の18第2号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
87	第15号	K Y	加入者系多方向用 基地局	設備規則第49条の19第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
88	第15号の2	L Y	加入者系多方向用 移動局	設備規則第49条の19第1項(第1号を除く。)及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
89	第15号の3	M Y	加入者系対向用 移動局	設備規則第49条の19第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
90	第16号	D Z	テレメータ用等の 固定局	54MHzを超え74.6MHz以下、142MHzを超え169MHz以下又は335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用するテレメータ用固定局の無線設備及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局のうち、他の固定局によってその送信が制御されるものの無線設備であって空中線電力が10W以下のもの(第38号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
91	第17号	E Z	非常警報用固定局	61.79MHzの周波数の電波を使用する非常警報用固定局の無線設備であって空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅲ
92	第18号	F Z	22GHz帯固定局	設備規則第58条の2の6の2においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.5W以下のもの	第1	Ⅲ
93	第19号	WW	2.4GHz帯 高度化小電力 データ通信システム	2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局(施行規則第6条第4項第4号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備(第19号の2の2に掲げるものを除く。)	第3	I

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
94	第19号の2	G Z	2.4GHz 帯小電力 データ通信システム	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(第19号の2の3に掲げるものを除く。)	第3	I
95	第19号の2 の2	U V	2.4GHz 帯 高度化小電力 データ通信システム (模型飛行機用)	2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備	第3	I
96	第19号の2 の3	V V	2.4GHz 帯小電力 データ通信システム (模型飛行機用)	2,471MHz 以上 2,497MHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備	第3	I
97	第19号の3	X A	5GHz 帯小電力 データ通信システム	設備規則第49条の20第3号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(第78号に掲げるものを除く。)	第3	I
98	第19号の4	H X	準ミリ波帯小電力 データ通信システム	設備規則第49条の20第5号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備	第3	I
99	第19号の4 の2	W U	60GHz 帯小電力 データ通信システム (I)	設備規則第49条の20第6号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第3	I
100	第19号の4 の3	W V	60GHz 帯小電力 データ通信システム (II)	設備規則第49条の20第6号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が10mW以下のもの	第3	I
101	第19号の5	Z W	5GHz 帯無線 アクセスシステム用 基地局等(I)	設備規則第49条の21第1項においてその無線設備の条件が定められている5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第1	IIIa
102	第19号の6	A V	5GHz 帯無線 アクセスシステム用 基地局等(II)	設備規則第49条の21第1項においてその無線設備の条件が定められている5GHz 帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であって、同項第11号に規定する等価等方輻射電力の上限値が0.2μWのもの	第1	IIIa
103	第19号の7	B V	5GHz 帯無線 アクセスシステム用 陸上移動中継局(I)	設備規則第49条の21第1項においてその無線設備の条件が定められている5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第1	IIIa
104	第19号の8	C V	5GHz 帯無線 アクセスシステム用 陸上移動中継局(II)	設備規則第49条の21第1項においてその無線設備の条件が定められている5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であって、同項第11号に規定する等価等方輻射電力の上限値が0.2μWのもの	第1	IIIa

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
105	第19号の9	D V	5GHz帯無線 アクセスシステム用 陸上移動局等(I)	設備規則第49条の21第1項においてその無線設備の条件が定められている5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第3	II
106	第19号の10	E V	5GHz帯無線 アクセスシステム用 陸上移動局等(II)	設備規則第49条の21第1項においてその無線設備の条件が定められている5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であって、同項第11号に規定する等価等方輻射電力の上限値が0.2μWのもの	第3	II
107	第19号の11	F V	5GHz帯無線 アクセスシステム用 陸上移動局等(III)	設備規則第49条の21第2項においてその無線設備の条件が定められている5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備	第3	I
108	第20号の2	V X	800MHz帯 デジタルMCA	設備規則第49条の7の3においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局(設備規則第3条第6号に規定するデジタル指令局をいう。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	II又は III
109	第20号の3	H R	高度MCA 陸上移動局等	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度MCA制御局(同規則第3条第6号の2に規定する高度MCA制御局をいう。以下同じ。)の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。)に使用するための無線設備	第1	II
110	第20号の4	I R	高度MCA制御局等	設備規則第49条の7の4においてその無線設備の条件が定められている高度MCA制御局又は高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局(高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。)に使用するための無線設備	第1	III
111	第21号	I Z	デジタルコードレス 電話	設備規則第49条の8の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第3	I
112	第21号の2	A T	DECT準拠方式 デジタルコードレス 電話	設備規則第49条の8の2の2においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第3	I
113	第21号の3	B T	sXGP方式 デジタルコードレス 電話	設備規則第49条の8の2の3においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備	第3	I
114	第22号	J X	PHS陸上移動局	PHSの陸上移動局(施行規則第6条第4項第6号に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	I
115	第23号	K X	PHS基地局	設備規則第49条の8の3第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められているPHSの基地局に使用するための無線設備	第1	III

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
116	第23号の2	L X	P H S 中継局	設備規則第49条の8の3第1項及び第4項においてその無線設備の条件が定められているPHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
117	第23号の3	M X	P H S 試験局	PHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第49条の8の3に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
118	第24号	L Z	38GHz 帯固定局	設備規則第58条の2の7においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
119	第25号	R N	R Z S S B	設備規則第57条の2の2第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅲ
120	第25号の2	R O	周波数自動選択 R Z S S B	設備規則第57条の2の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅱ
121	第25号の3	R P	周波数追従 R Z S S B	設備規則第57条の2の2第1項から第3項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅱ
122	第25号の4	Q V	狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項においてその無線設備の条件が定められている単一通信路の基地局及び携帯基地局並びに陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅲ
123	第25号の5	D O	周波数自動選択 狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅱ
124	第25号の6	D P	周波数追従 狭帯域デジタル	設備規則第57条の3の2第1項から第3項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50W以下のもの	第1	Ⅱ
125	第26号	N Z	車両感知用 無線標定陸上局	設備規則第48条の2においてその無線設備の条件が定められている車両感知用無線標定陸上局に使用するための無線設備	第2	Ⅲ
126	第27号	P Z	道路交通情報 ビーコン	設備規則第49条の22においてその無線設備の条件が定められている道路交通情報通信を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
127	第28号	T Z	携帯移動衛星通信用 地球局(対地静止)	設備規則第49条の23第1号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
128	第28号の2	B Y	携帯移動衛星通信用 地球局(非静止)	設備規則第49条の23第2号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
129	第28号の2 の2	G S	L帯携帯移動地球局 (対地静止)	設備規則第49条の23の2においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
130	第28号の2 の3	N S	グローバルスター 携帯移動地球局	設備規則第49条の23の3においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
131	第28号の2 の4	O S	E S I M 携帯移動地球局	設備規則第49条の23の4においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
132	第28号の2 の5	O R	スターリンクシステム 携帯移動地球局 (非静止)	設備規則第49条の23の5においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
133	第28号の2 の6	Q R	ワンウェブシステム 携帯移動地球局 (非静止)	設備規則第49条の23の6においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
134	第28号の3	V Y	第3種レーダー(Ⅰ)	設備規則第48条第1項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。)	第2	Ⅲ
135	第28号の4	R T	第3種レーダー(Ⅱ)	設備規則第48条第1項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの(船舶安全法第2条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。)	第2	Ⅲ
136	第29号	U Z	第4種レーダー(Ⅰ) 【旧小型船舶用 レーダー】	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダーであって、その空中線電力が5kW未満のもの(次号に掲げるものを除く。)	第2	Ⅲ
137	第29号の2	S T	第4種レーダー(Ⅱ)	設備規則第48条第3項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー(施行規則第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であって、その空中線電力が200mW以下のもの	第2	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
138	第30号	V Z	インマルサット 携帯移動地球局	設備規則第49条の24においてその無線設備の条件が定められているインマルサット携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
139	第30号の2	L W	E S V 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の2においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備(14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であって、空中線の絶対利得が50dB以下のもの、かつ、その空中線電力が50W以下のもの	第5	Ⅱ
140	第30号の3	O T	ヘリサット 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の3においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
141	第30号の4	M S	防災対策 携帯移動地球局	設備規則第49条の24の4においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
142	第31号	W Z	ルーラル加入者無線	設備規則第49条の25においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5W以下のもの	第1	Ⅱ
143	第31号の2	C X	60GHz帯 高速無線回線用 基地局	設備規則第49条の25の3第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
144	第31号の3	D X	60GHz帯 高速無線回線用 多方向陸上移動局	設備規則第49条の25の3第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
145	第31号の4	E X	60GHz帯 高速無線回線用 対向陸上移動局	設備規則第49条の25の3第3項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
146	第31号の5	U T	80GHz帯高速無線 伝送システム	設備規則第49条の25の4においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
147	第32号	C Y	狭域通信 システム用移動局	狭域通信システムの陸上移動局(施行規則第6条第4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	Ⅰ
148	第33号	D Y	狭域通信システム用 基地局	設備規則第49条の26第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
149	第33号の2	F X	狭域通信システム用 試験局	狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(施行規則第6条第4項第7号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備	第3	Ⅰ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
150	第38号	G X	市町村デジタル 防災用固定局	設備規則第58条の2の12においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
151	第39号	A W	空港デジタルMCA (Ⅰ)	設備規則第49条の15第1項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
152	第40号	B W	空港デジタルMCA (Ⅱ)	設備規則第49条の15第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
153	第41号	C W	18GHz帯 基地局・陸上移動局 等	設備規則第49条の25の2の2第1項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
154	第42号	D W	18GHz帯陸上移動局	設備規則第49条の25の2の2第2項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
155	第43号	E W	18GHz帯基地局等	設備規則第49条の25の2の2第3項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
156	第44号	F W	18GHz帯固定局	設備規則第58条の2の6においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
157	第46号	H W	航空移動衛星 通信システム	設備規則第45条の21においてその無線設備の条件が定められている航空機地球局に使用するための無線設備	第5	Ⅱ
158	第47号	U W	超広帯域 無線システム(Ⅰ)	施行規則第4条の4第2項第2号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システムの無線局」という。)に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第1項に規定する3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの	第3	Ⅰ
159	第47号の2	V U	26GHz帯超広帯域 無線システム	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの	第3	Ⅰ
160	第47号の3	U O	超広帯域 無線システム(Ⅱ)	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第3項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの	第3	Ⅰ
161	第47号の4	U P	超広帯域 無線システム(Ⅲ)	超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であって、設備規則第49条の27第4項に規定する7.25GHz以上9GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの	第3	Ⅰ
162	第48号	V W	1.5GHz帯 電気通信業務用 固定局	設備規則第58条の2の3の2においてその無線設備の条件が定められている1,500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
163	第49号	G V	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局等	設備規則第49条の28においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ又は Ⅲ
164	第51号	I V	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の28においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
165	第52号の2	K T	OFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の28第1項、第2項、第5項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
166	第52号の3	L T	OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の28第1項、第2項、第6項及び第7項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
167	第53号	K V	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局等	設備規則第49条の29においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ又は Ⅲ
168	第54号	L V	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の29第1項、第3項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
169	第54号の2	M T	TD-OFDMA/TD-SCFDMA フェムトセル基地局	設備規則第49条の29第1項、第2項、第5項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
170	第54号の3	N T	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局 (小型基地局)	設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
171	第54号の4	U S	TD-OFDMA/TD-SCFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局 (eMTC)	設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ
172	第54号の5	L R	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス基地局	設備規則第49条の29の2においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
173	第54号の6	M R	SC-FDMA/OFDMA 広帯域移動無線 アクセス陸上移動局	設備規則第49条の29の2においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅱ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
174	第57号	O V	地上デジタル放送用 ギャップフィルア	設備規則第37条の27の10及び第37条の27の11においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	第6	Ⅲ
175	第57号の2	U U	地上デジタル放送用 ギャップフィルア (受信障害対策中継 放送用)	設備規則第37条の27の10から第37条の27の11までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が0.05W以下のもの	第6	Ⅲ
176	第57号の3	D S	エリア放送用 地一般放送局	設備規則第37条の27の24及び第37条の27の25においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地一般放送局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
177	第57号の4	G F	ラジオ放送用 ギャップフィルア	設備規則第35条から第37条の2までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であって、その空中線電力が0.25W以下のもの	第6	Ⅲ
178	第58号	R U	簡易型 船舶自動識別装置	設備規則第45条の3の4第3項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置	第1	Ⅲ
179	第59号	S U	簡易型国際VHF (据置型)	F2B電波又はF3E電波156MHzを超え157.45MHz以下の周波数を使用する空中線電力が25W以下の無線設備であって、船舶局に使用するためのもの(次号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
180	第60号	T U	簡易型国際VHF (携帯型)	F2B電波又はF3E電波156MHzを超え157.45MHz以下の周波数を使用する空中線電力が5W以下の携帯して使用するための無線設備であって、船舶局に使用するためのもの	第1	Ⅲ
181	第61号	Z U	200MHz帯 広帯域 移動無線通信用 基地局等	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
182	第61号の2	WS	200MHz帯広帯域 移動無線通信用 基地局等 (インターリーブ)	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であって周波数インターリーブを行うもの	第1	Ⅲ
183	第62号	CT	200MHz帯広帯域 移動無線通信用 陸上移動局等	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	第1	Ⅲ
184	第62号の2	XS	200MHz帯広帯域 移動無線通信用 陸上移動局等 (インターリーブ)	設備規則第49条の30においてその無線設備の条件が定められている200MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって周波数インターリーブを行うもの	第1	Ⅲ
185	第63号	WT	700MHz帯高度道路 交通システム 固定局又は基地局	設備規則第49条の22の2第1項及び第2項においてその無線設備の条件が定められている700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備	第3	Ⅲ
186	第64号	XT	700MHz帯高度道路 交通システム 陸上移動局	設備規則第49条の22の2第1項及び第3項においてその無線設備の条件が定められている700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備	第3	I
187	第65号	FS	23GHz帯 無線伝送システム 陸上移動局	設備規則第49条の31においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
188	第66号	ES	23GHz帯 無線伝送システム 固定局	設備規則第58条の2の11においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
189	第67号	LS	11/15GHz帯固定局	設備規則第58条の2の5においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
190	第68号	TI	携帯用位置指示 無線標識	設備規則第45条の3の3の3においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識	第2	Ⅲ
191	第69号	YU	6.5/7.5GHz帯 基地局・陸上移動局	設備規則第49条の25の2においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
192	第70号	YS	6GHz帯 電気通信業務用 固定局	設備規則第58条の2の4第2項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
193	第71号	YT	6.5/7.5GHz帯固定局	設備規則第58条の2の4の2においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ
194	第72号	RB	無人移動体 画像伝送システム	設備規則第49条の33においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備	第1	Ⅲ

特定無線設備 の種別 証明規則 第2条第1項		省令 記号 (1又は 2文字)	略 称	対象とする特定無線設備	工 事 設計書 の様式	区 分 (注1)
195	第73号	A R	5.2GHz帯 高出力データ通信 システム用基地局	設備規則第49条の20の2第1項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備	第3	Ⅲa
196	第74号	B R	5.2GHz帯 高出力データ通信 システム用 陸上移動中継局	設備規則第49条の20の2第1項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備	第3	Ⅲa
197	第75号	C R	5.2GHz帯 高出力データ通信 システム用 陸上移動局	設備規則第49条の20の2第2項においてその無線設備の条件が定められている5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備	第3	I
198	第76号	P T	150MHz帯VHF データ交換装置	設備規則第45条の3の6においてその無線設備の条件が定められているVHFデータ交換装置であって、船舶局に使用するもの	第1	Ⅲ
199	第77号	Q T	400MHz帯デジタル 船上通信設備	設備規則第45条の3の7においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備	第1	Ⅲ
200	第78号	X R	5.2GHz帯小電力 データ通信システム (自動車内)	設備規則第49条の20第3号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局(5.150MHzを超え5.250MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)のうち自動車内に設置する無線局(自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。)に使用するための無線設備	第3	I
201	第79号	Y R	6GHz帯小電力 データ通信システム (I)	設備規則第49条の20第4号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その最大等価等方幅射電力が25mW以下の無線設備	第3	I
202	第80号	Z R	6GHz帯小電力 データ通信システム (II)	設備規則第49条の20第4号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であって、その最大等価等方幅射電力が25mWを超え200mW以下の無線設備(設備規則第49条の20第4号ルの技術基準が適用されるものを除く。)	第3	I

(注1)区分については以下のとおりです。

- (I) 無線局の免許が不要なもの(コードレス電話、特定小電力機器、無線LAN等)
- (II) 無線局免許の包括免許(電波法第27条の2第1項第1号の無線局に限る)が可能なもの(携帯電話端末、衛星電話端末等)
- (Ⅲa) 無線局の登録が必要なもの(5GHz帯無線アクセスシステム等)
- (Ⅲ) 無線局の免許が必要なもの(包括免許が可能なものうち電波法第27条の2第1項第2号の無線局を含む)の無線局であって、簡易な免許手続が適用されるもの(狭帯域デジタル、携帯電話基地局等)